

## **総務文教常任委員長報告**

( H28.3.28 )

総務文教常任委員会に付託されました議案について、審査の経過概要と結果を報告いたします。

まず、第8号議案の平成28年度亀岡市土地取得事業特別会計予算は、「京都・亀岡保津川公園」の整備に向けて、用地取得費や公債費等、所要の経費を計上したものであります。当該公園内で予定されている、スタジアム建設に反対の立場から、本予算に対して反対意見が出されましたが、採決の結果は、多数をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、第9号議案の平成28年度亀岡市曾我部山林事業特別会計予算は、山林管理に要する経費であり、別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、第13号議案から第42号議案の平成28度亀岡財産区ほか29財産区特別会計予算について、その内容は、造林、育林等山林の管理経費、並びに関係地域の自治振興のための助成経費等が主なものであります。30財産区いざれも、別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、第43号議案、亀岡市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部改正は、地方公務員法、及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律等の施行に伴い、関係条例について所要の規定整備を図るものであり、別段異論なく、採決

の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、第44号議案、亀岡市職員の退職管理に関する条例の制定については、地方公務員法の一部改正に伴い、営利企業等に再就職した元職員に対する、現職員への働きかけの規制に関する必要な事項を定め、職員の退職管理の適正化を図るものであり、別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、第45号議案、議会の議員及び非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正は、地方公務員災害補償法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、所要の規定整備を図るものであり、別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、第46号議案、ガレリアかめおか条例の一部改正は、ガレリアかめおかの施設利用状況を踏まえ、より効率的な管理運営を行うため、休館日の見直しを行うものであり、別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、第47号議案、亀岡市行政不服審査に関する条例の制定については、行政不服審査法の全部改正に伴い、亀岡市行政不服審査会の設置、並びにその組織及び運営等に関し必要な事項を定めるものであり、また、第48号議案、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、同法の全部改正に伴い、関係する条例について所要の規定整備を図るものであり、別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、第76号議案、亀岡市消防団員等公務災害補償条例の一部改正は、非常勤消防団員等の損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令の施行に伴い、所要の規定整備を図るものであり、別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

以上、簡単ですが、本委員会の報告といたします。

ガレリアかめおかの、  
より効率的な管理運営  
を行うための規定整備  
・ガレリアかめおか条  
例の一  
部改正

可決（全員賛成）

（概要）亀岡会館や中央公民館の休館に伴い、ガレリアかめおかの施設利用者が増えている状況を踏まえ、休館日の見直しを行つもの。

（改正内容）現在、年末年始の休館日以外に、毎月第2及び第4木曜日を休館日としているが、それを、月1回、第4木曜日のみの休館日として、施設利用者の利便性向上を図ること。

（施行日）平成28年7月1日

一般会計補正予算（第5号）

可決（全員賛成）

国の平成27年度補

正予算による事業費の  
前倒し計上

450万円  
七福神を活かしたイベ  
ントに係る補助金

・森の京都DMO（）  
地域活性化推進事業経  
費の計上

1000万円

50万円  
「森の京都DMO」  
ントに係る補助金

国補正予算に盛り  
込まれた「地方創生加  
速化交付金」（補助率1  
0／10）を財源とし

て、京都府中部地域6  
市町（亀岡市、南丹市、  
京丹波町、綾部市、福  
知山市、京都市右京区  
京北）の活性化を目指  
して策定された「森の  
京都構想」に基づき、  
平成28年度に実施予  
定の地域活性化推進事  
業に対する負担金や補  
助金を補正計上するも  
の。計上経費の全額は、  
翌年度に繰り越して事  
業執行する。

・高田中学校改築工事  
費の増額

8391万3千円

国補正予算に盛り  
込まれた「学校施設環  
境改善交付金」（補助  
率1／3）を財源とし  
て、高田中学校改築工  
事費の増額補正を行う  
もの。すでに設定され  
ている継続費の平成2  
7年度工事費（年割額）  
を増額し、それを翌年  
度に繰り越して事業執  
行する。

「森の京都博」実行委  
員会への負担金  
500万円  
「森の京都DMO」設  
立に係る負担金

# 亀岡市税条例及び都市計画税

## の一部改正（案）について

（平成28年度税制改正）

### 専決する主な内容

#### 固定資産税

- ◇ 固定資産税の非課税措置に係る「独立行政法人労働者健康福祉機構」の名称を「独立行政法人労働者健康安全機構」に変更することに伴う規定整備をすること。

（亀岡市税条例の改正）

- ◇ 既存住宅の省エネ改修（熱損失防止改修工事）に係る固定資産税の減額措置条項を改正し改修工事費用から補助金等で補てんされる金額を控除すること。

（亀岡市税条例の改正）

- ◇ 固定資産税に関する都市計画税に係る規定整備を図ること。

（亀岡市都市計画条例の改正）

【平成28年4月1日施行】

#### 市たばこ税

- ◇ 地方税法の改正に伴い、引用条項等の整備を行うこと。（亀岡市税条例の改正）

【平成28年4月1日施行】

#### 所要の規定整備

- ◇ その他条例規定事項の見直し等所要の規定整備を図ること。

（亀岡市税条例・亀岡市都市計画条例の改正）

【平成28年4月1日施行】

# 亀岡市立幼稚園条例の一部改正の概要

## 1 改正理由

「子ども・子育て支援法施行令」及び「子ども・子育て支援法施行規則」の一部が改正（平成28年4月1日施行）されることに伴う亀岡市立幼稚園条例の一部を改正する。

## 2 改正内容

- ① 第2階層又は第3階層（年収約360万円未満相当）の世帯において、従来の多子軽減における年齢の上限を撤廃。（現行：3歳から小学校3学年まで）
- ② 第3階層（年収約360万円未満相当）のひとり親世帯等において、負担軽減措置を拡大し、第3階層の第1子の保育料は1／2、第2子は無料とする。（現行：第2階層のみ無料）
- ③ 京都府第3子以降保育料無償化事業により、次の各号のいずれにも該当する者（第3子以降に限る。）に係る保育料は、無料とする。
  - (1) 亀岡市内に居住地を有する者で、満18歳未満の児童（18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある者を含む。）が3人以上いる世帯の者
  - (2) 第2階層から第4階層までに認定した世帯の者

### 【保育料】第3条関係

階層区分		推定年収		保育料	ひとり親世帯
1	生活保護を受けている世帯		月額	0円	0円
			年額	0円	0円
2	市民税非課税世帯、 市民税所得割非課税世帯（均等割のみ課税）	約270万円まで	月額	3,000円	0円
			年額	43,200円	0円
3	市民税所得割課税額 77,100円以下	約360万円まで	月額	7,000円	3,500円
			年額	84,000円	42,000円
4	市民税所得割課税額 211,200円以下	約680万円まで	月額	9,000円	同左
			年額	108,000円	同左
5	上記以外		月額	11,000円	同左
			年額	132,000円	同左

※多子世帯に対して、第2子半額、第3子無料とする。

※市民税所得割課税額及び年収は、夫婦（片働き）と子供2人世帯の場合の金額であり、年収はおおよまかな目安。

## 3 施行日・適用期間

平成28年4月1日から適用